

## 第 17 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 20 年 5 月 13 日 (火) 13:30 ~  
場所 道庁別館 10 階北海道労働委員会会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 審議経過について
- (2) 分野別審議について
- (3) 次回（第 18 回）委員会について
- (4) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- |        |   |
|--------|---|
| 資料 1   | 道民提案検討テーマ別分類一覧表 (継続検討分 74 件)            |
| 資料 2   | 道民提案の整理一覧表                              |
| 資料 3   | 項目別資料一覧表                                |
| 参考資料 1 | 道民提案の検討・整理状況                            |
| 参考資料 2 | 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表<br>(「産業・雇用」、「地域再生」) |

第17回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
佐藤 克廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福士 明	札幌大学法学部教授	
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山本 光子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50音順)

【事務局】

氏名	役職
川城 邦彦	北海道企画振興部地域主権局長
出光 英哉	北海道企画振興部地域主権局次長
志田 文毅	北海道企画振興部地域主権局参事
渡辺 明彦	北海道企画振興部地域主権局参事

道民提案 検討テーマ別分類一覧表 (継続検討分 74件)

大分類	A: 地域医療対策	B: 農林水産業の振興	C: 土地利用規制	D: 経済振興対策	E: 雇用対策	F: 環境保全
	G: 子育て支援	H: 地域振興対策	I: 教育・学校	J: 福祉	Z: その他	

☆ 第15回・第16回検討委員会の審議の結果、第3回答申に向け検討することとなったものは、「検討」欄に「◎」

産業・雇用

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例				摘要	考慮すべき事項	検討	
				権限	関与	規制	特例				法令
<b>&lt;金融関連&gt;</b>											
D	その他	金融市場の活性化	66:金融自由化					○	-	システム整備経費	
D	その他	金融市場の活性化	67:新総合金融市場の創設					○	-	システム整備経費	
D	その他	その他	92:時差の導入(金融自由化)					○	-	システム整備経費	
D	その他	金融市場の活性化	219:北海道為替市場創設					○	-	システム整備経費	
D	その他	その他	223:地域通貨の導入等					○	地域通貨の製造・発行の権能	道外との関係(為替)	
<b>&lt;貿易・物流・人流関連&gt;</b>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	69:自由貿易地域指定					○	新法制定(課税免除、CIQ業務移管、査証発給特例)	道外との関係(査証)	◎
D	その他	空港の活性化	75:空港の一括管理					○	国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用	◎
D	その他	空港の活性化	221:千歳空港のハブ空港化					○	国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用	◎
<b>&lt;運輸関連&gt;</b>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	72:トラックコンテナの国際基準化 【トラック】					○	車両制限(長さなどISO規格)	道外との関係(交通)、交通安全確保	
D	その他	物流・人材移動の活性化	220:船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入 【トラック】					○	車両制限(長さなどISO規格)	道外との関係(交通)、交通安全確保	
D	その他	その他	222:路線バスの合理的運行による経営改善 【バス】					○	乗車定員(11人未満)		◎
D	その他	タクシー	89:法定3ヶ月点検の撤廃 【タクシー】					○	タクシー法定3ヶ月点検(廃止)	交通安全確保	
D	その他	タクシー	90:需給調整 【タクシー】					○	緊急調整地域の指定権限		◎
D	その他	自営業者の経営安定化	80:自家用貨物自動車の車検延長 【自家用貨物】					○	車検(自家用貨物の延長)	交通安全確保	◎
D	その他	その他	94:自動車等の潜在需要掘り起こし 【自家用】					○	車検(自家用の6ヶ月車検)	道税収入	◎
<b>&lt;観光関連&gt;</b>											
D	観光振興	観光客誘致	54:カジノの振興					○	特例法制定(違法性阻却)	治安、青少年への影響	◎
D	観光振興	観光客誘致	215:(小樽市への)カジノの設置(誘致)					○	特例法制定(違法性阻却)	治安、青少年への影響	◎
D	観光振興	観光客誘致	55:民宿・ファームインの活性化					○	酒造免許基準(年間製造数量)、牛乳製造基準(殺菌基準など)	食安全確保	◎
D	観光振興	観光客誘致	216:酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供					○	牛乳製造基準(殺菌基準など)	食安全確保	◎
D	観光振興	観光客誘致	58:ピザ発給要件の緩和					○	査証発給基準	道外との関係(道内のみの滞在確保)、治安	
D	観光振興	観光業振興	64:自家用車による旅客共同送迎					○	旅客自動車運送事業許可基準(一定の条件下で自家用車)	交通安全確保	◎
D	観光振興	観光業振興	65:有料顧客送迎に係る権限移譲					○	旅客自動車運送事業の許可権限、第2種免許廃止	交通安全確保	◎
<b>&lt;地場産業等関連&gt;</b>											
B	農業の振興	農業生産力の向上	25:課税の免除 【農業】					○	課税免除(固定資産税、軽油引取税)、減収補てん	除雪用途区分の判断	
B	農業の振興	その他	33:自家用貨物自動車の車検延長 【農業】					○	車検(自家用貨物の延長)	交通安全確保	◎
D	その他	地場産業育成	76:酒造免許付与権限の移譲 【地場産業】					○	酒造免許権限		
D	その他	地場産業育成	79:食品の機能成分表示制度 【食品産業】					○	効能表示基準の設定権限	食安全確保	
D	その他	その他	96:不動産短期賃貸借契約の簡便化 【不動産業】					○	重要事項説明(書面手交)	消費者保護	
D	その他	その他	98:理容師・美容師の垣根撤廃 【理容業・美容業】					○	理容師の美容業、美容師の理容業		◎
<b>&lt;バイオエネルギー関連&gt;</b>											
B	農業の振興	遊休地の活用	30:遊休農地を活用した燃料生産					○	課税免除(ガソリン税)		
F	環境保全	バイオ燃料	108:バイオ燃料の普及促進					○	課税免除(ガソリン税)		
F	環境保全	バイオ燃料	109:バイオ軽油の非課税化					○	課税免除(軽油引取税)、減収補てん		
F	環境保全	バイオ燃料	110:遊休農地を活用した燃料生産					○	課税免除(ガソリン税)		
F	環境保全	バイオ燃料	224:バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税					○	新法制定(国税・地方税の投資減税、減収補てん)		◎
<b>&lt;外国人雇用関連&gt;</b>											
A	医療従事者の地域雇在是正	看護職員確保	10:外国人人材受入れの促進 【看護師】					○	看護師試験の免除	水準の確保、国で取組中	
D	その他	IT産業振興	87:中国人短期滞在ビザ免除 【IT技術者】					○	短期滞在査証の免除	道外との関係(道内のみの滞在確保)	

地域再生

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例				摘要	考慮すべき事項	検討	
				権限	関与	規制	特例				法令
<b>&lt;「時」関連&gt;</b>											
D	その他	金融市場の活性化	*66:金融自由化(時差)				○	特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係		
D	その他	その他	*92:時差の導入(時差)				○	特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係		
D	その他	その他	93:サマータイムの導入				○	特別法制定(北海道サマータイム時の設定)	道外との関係		
I	教育・学校	教育・学校	188:青春時間				○	—	学校以外との関係		
<b>&lt;交通関連&gt;</b>											
H	離島振興	特有の負担解消	161:課税の免除				○	課税免除(自動車税・ガソリン税)		◎	
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	165:自家用車の車検延長				○	車検(自家用の延長)	交通安全確保	◎	
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	234:一年車検の一部撤廃				○	車検(自家用貨物・営業用の延長)	交通安全確保	◎	
H	地域活性化	独自基準の設定	236:道路交通法の特例(高速道路の制限時速)				○	速度規制(一般道制限時速70km)	交通安全確保		
<b>&lt;医療関連&gt;</b>											
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	2:地域での臨床研修義務化【研修医】				○	研修医の地方勤務義務付け	医師の道外流出		
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	3:潜在医師・外国人医師の招致【退職医】				○	定年退職年齢見直し	予算確保		
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	*3:潜在医師・外国人医師の招致【外国人医】				○	医師国家試験の免除	水準(インフォームド)の確保		
A	医療従事者の地域偏在是正	地方への派遣システム	4:期間限定交代制の導入【医師派遣】				○	病院管理者要件に地域勤務の追加	医師の道外流出		
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務誘導	7:診療報酬の特例措置【診療報酬】				○	地方勤務の診療報酬加算	道外との関係(全国プール制)		
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	8:看護学校の定員増・奨学金拡充【看護師増】				○	—	予算確保、定員割れの実態		
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	9:養成施設指定権限移譲等【看護師等養成施設】				○	看護師等養成施設の指定権限	教育水準等の確保		
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	206:保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等【看護師等養成施設】				○	看護師等養成施設に係る基準設定権限、指定権限	教育水準等の確保		
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	12:標準医師数の算定方法緩和【医師配置数】				○	医師配置基準特例の緩和、特例措置の延長	過剰労働、延長は現在も可能		
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	13:看護職員の配置基準緩和【看護師配置数】				○	看護職員配置基準の緩和、夜勤制限の緩和	道外との関係(全国プール制)、過剰労働		
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	207:病院、診療所の人員及び施設の基準【医療施設】				○	人員・施設基準の設定権限	過剰労働		
<b>&lt;福祉関連&gt;</b>											
J	福祉	福祉	194:寄付金の損金処理制度				○	税控除(法人税等の寄付金控除)			
J	福祉	福祉	198:福祉有償運送の規制緩和				○	運送区域(所在市町村以外の市町村)		◎	
J	福祉	福祉	199:介護サービス事業所等の指定				○	事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービス水準)	◎	
J	福祉	福祉	242:介護サービス事業所等の指定基準				○	事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービス水準)	◎	
<b>&lt;教育関連&gt;</b>											
I	教育・学校	教育・学校	241:研究開発学校の指定				○	研究開発学校の指定権限	道外との関係(転編入学、大学入学)		
<b>&lt;食・住関連&gt;</b>											
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	235:移住促進				○	農用地区域除外要件の緩和、農地転用規制の緩和			
H	地域活性化	独自基準の設定	174:水道法				○	塩素消毒規制の緩和	食安全確保		
<b>&lt;地方自治関連&gt;</b>											
B	林業の振興	資源の有効活用	37:森林管理の一元化				○	国有林の管理権限			
B	林業の振興	資源の有効活用	209:国有林・道有林の維持管理の一元化				○	国有林の管理権限			
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	125:2重、3重行政の解消				○	機能統合			
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	131:2重、3重行政の解消				○	機能統合			
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	228:1級及び2級河川の維持管理の一元化				○	維持管理権限			
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	229:国道、道道の維持管理の一元化				○	維持管理権限			
H	地域活性化	その他	176:都市再生緊急整備地域の指定				○	交付金の配分権限			
C	土地利用一般	土地の有効活用	47:用途制限の緩和				○	用途制限の緩和			
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	51:国の関与の縮小				○	補助採択の国関与の縮小			
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	212:土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止				○	国の協議・同意の廃止			
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	123:政令市等の法定要件緩和				○	人口要件の緩和		◎	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	225:政令市、中核市の要件緩和				○	人口要件の緩和		◎	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	130:負担金制度の廃止				○	事業に係る直轄負担金の負担軽減		◎	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	227:国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止				○	維持管理に係る直轄負担金の負担軽減		◎	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	124:道から市町村への権限移譲				○	道から市町村への権限移譲			
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	226:道道の管理の特例				○	道から市町村への権限移譲		◎	

道民提案の整理一覧表

テーマ	分類	道民提案	委員会検討
			第17回
産業・雇用	貿易・物流・人流関連	6 9 自由貿易地域指定	
		7 5 空港の一括管理	
		2 2 1 千歳空港のハブ空港化	
	運輸関連	2 2 2 路線バスの合理的運行による経営改善	①
		9 0 需給調整【タクシー】	①
		8 0 自家用貨物自動車の車検延長	①
		9 4 自動車等の潜在需要掘り起こし	
	観光関連	5 4 カジノの振興	③
		2 1 5 (小樽市への) カジノの設置 (誘致)	
		5 5 民宿・ファームインの活性化	
		2 1 6 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	
		6 4 自家用車による旅客共同送迎	①
		6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲	
	地場産業等関連	3 3 自家用貨物自動車の車検延長【農業】	①
9 8 理容師・美容師の垣根撤廃		②	
バイオエネルギー関連	2 2 4 バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税		
地域再生	交通関連	1 6 1 課税の免除	
		1 6 5 自家用車の車検延長	①
		2 3 4 一年車検の一部撤廃	
	福祉関連	1 9 8 福祉有償運送の規制緩和	①
		1 9 9 介護サービス事業所等の指定	
		2 4 2 介護サービス事業所等の指定基準	
		※ コミュニティハウス	
	地方自治関連	1 2 3 政令市等の法定要件緩和	
		2 2 5 政令市、中核市の要件緩和	
		※ 広域中核市制度	⑥
		1 3 0 負担金制度の廃止	④
2 2 7 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止			
2 2 6 道道の管理の特例	⑤		

<第17回委員会検討項目>

- ① 交通関係（バス、タクシー、車検、旅客有償運送、福祉有償運送）
- ② 理容師・美容師関係
- ③ カジノ関係
- ④ 直轄負担金関係
- ⑤ 道路法関係
- ⑥ 広域中核市関係

## 項目別資料一覧表

資料3-1	交通関係	1
	バス	1
	タクシー	14
	車検	27
	自家用自動車有償運送	57
資料3-2	理容師・美容師関係	71
資料3-3	カジノ関係	81
資料3-4	直轄負担金関係	85
資料3-5	道路法関係	97
資料3-6	広域中核市関係	101
	(精神障害者地域生活支援事業)	



**■バス事業について**

バスは、人々の日常生活における基本的な交通手段として市民生活に密着しています。

また、環境問題や高齢化社会への対応の中で、「町づくり」の中心にバスを活用する地域も増えていきます。

バスは、人と環境に優しい、地域に密着した公共交通機関として益々人々に期待されています。このような、バス事業を始めるためには、道路運送法の規定に基づき地方運輸局長の許可を受けなければなりません。

さらに、各事業モードに定められた審査基準に適合しなければなりません。

**● 事業の種類****◎ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス事業)**

…路線を定めて定期的に運行する路線バスやコミュニティバス、乗合タクシーなどといわれるもので、旅客を乗り合わせて運送する事業と規定されています。

**◎ 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)**

…観光バスともいわれているもので、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業と規定されています。

**◎ 特定旅客自動車運送事業(特定バス事業)**

…特定の者の需要に応じ一定の範囲の旅客を運送する事業と規定されています。



## 道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号)

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
  - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
  - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
  - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 經營しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

## 道路運送法施行規則

(昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第三条の三 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

- 一 路線定期運行
- 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。）
- 三 前二号に掲げるものの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）

(事業計画)

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

ニ 専用自動車道を開設するものにあつては、その区間

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量

六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

(2～8 略)

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

北海道運輸局公示第44号  
(平成14年7月1日一部改正)  
(平成16年7月15日一部改正)  
(平成17年4月28日一部改正)  
(平成18年9月15日一部改正)  
(平成19年8月21日一部改正)

## 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準

一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、下記のとおり審査基準を制定したので公示する。

平成13年12月26日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

### 記

#### 1 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

##### （1）運行の態様の定義

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

##### （2）事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行

によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。) であること。

### (3) 路線定期運行に係る事業計画等

#### ①営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- (イ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ロ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
- (ハ) 事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

#### ②事業用自動車

- (イ) 申請者が使用権原を有するものであること。
- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。
- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。

#### ③最低車両数

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

#### ④自動車車庫

- (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル(特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。)の範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- (ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- (ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (ニ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ヘ) 自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- (ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (チ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。

#### ⑤休憩仮眠施設

- (イ) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
- (ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- (ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても休憩仮眠施設が確保されていること。

⑥停留所

- (イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- (ロ) 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないものであること。

⑦運行計画

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について（平成13年9月27日付国自旅第90号）に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

- ① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3)①②④⑤に準ずるものであること。
- ② 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。
- ③ 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 乗降地点が、(3)⑥に準ずるものであること。
- ⑤ 運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。
  - (イ) 発車時刻のみが設定されているものであること。
  - (ロ) 到着時刻のみが設定されているものであること。
  - (ハ) 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

- ① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3)①②④⑤に準ずるものであること。ただし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。
- ② 最低車両数は、(4)②に準ずるものであること。
- ③ 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
- ⑤ 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

## (6) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等については、教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

## (7) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

## (8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

（イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等

（ロ）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等

（ハ）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等

（ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）

（ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

（ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）

（ト）その他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

（イ） ①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃













